

東串良町国土強靱化地域計画

鹿児島県東串良町

令和2年12月策定

令和8年4月改訂

目次

目次	- 1 -
第1章 東串良町国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け	- 2 -
1 東串良町国土強靱化地域計画の趣旨	- 2 -
2 町地域計画の位置付け	- 2 -
3 計画期間	- 3 -
第2章 基本的な考え方	- 4 -
1 基本目標	- 4 -
2 事前に備えるべき目標	- 4 -
3 基本的な方針	- 4 -
第3章 町の地域特性及び災害リスク	- 6 -
1 地域特性	- 6 -
2 災害リスク	- 7 -
第4章 脆弱性評価	- 14 -
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	- 14 -
2 脆弱性評価結果	- 16 -
第5章 町地域計画の推進方針	- 17 -
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	- 17 -
2 指標	- 17 -
第6章 町地域計画の推進	- 18 -
1 他の計画等の必要な見直し	- 18 -
2 町地域計画の進捗管理	- 18 -
○ 脆弱性評価結果	別紙1
○ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	別紙2
○ 指標	別紙3

第1章 東串良町国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け

1 東串良町国土強靱化地域計画の趣旨

平成25年12月11日、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されるとともに、平成26年6月3日には「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が定められた。

その後、基本計画は、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に見直しが行われた。

鹿児島県においては、県の強靱化に関する施策を、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を平成28年3月に策定し、令和2年3月には基本計画の見直し等を踏まえ、県地域計画に基づき実施される関連事業について、達成目標、実施内容等を明示し、計画に位置付けることで「施策の見える化」を推進するなど県地域計画を見直し、地域強靱化の歩みの加速化・深化を図ることとしている。

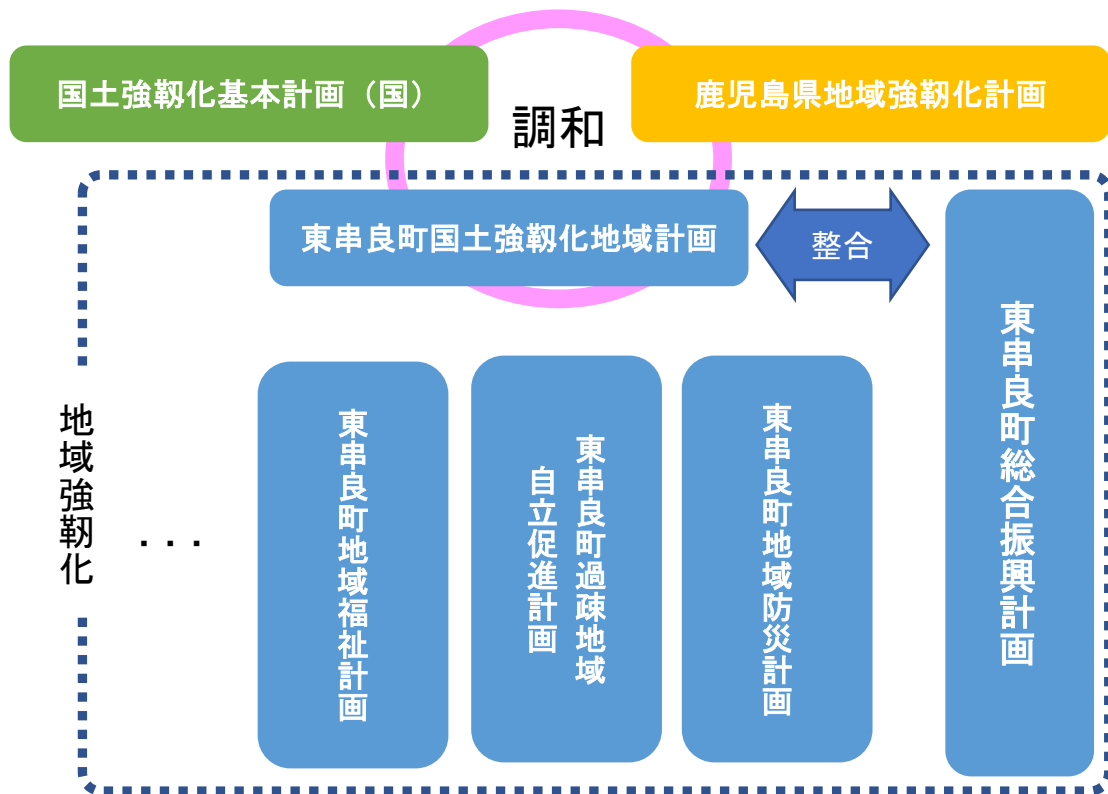
本町においても、これまでに取り組んできた防災・減災対策を念頭に、今後の本町の強靱化に関する施策を、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた本町の強靱化を総合的、計画的に推進するために東串良町国土強靱化地域計画（以下「町地域計画」という。）を策定するものである。

2 町地域計画の位置付け

町地域計画は、基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、東串良町総合振興計画（以下「町総合計画」という。）との整合を図るとともに、地域強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

このため、町総合計画や東串良町地域防災計画など本町の全ての関連計画で、地域の強靱化に係る部分については、本計画が指針等となり、今後、それらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策を位置づけ、具体化し、地域の強靱化を確実に推進する。

東串良町国土強靱化地域計画のイメージ



3 計画期間

町地域計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までとし、内容については、基本計画に準じて見直すこととする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

計画期間	令和2年度から令和11年度まで【10年間】
------	-----------------------

第2章 基本的な考え方

基本法第14条においては、国土強靱化地域計画は基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として基本計画における目標に即して設定することと規定されている。

このため、町地域計画の目標については、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる災害等が発生しても、以下の4つを基本目標として、本町における「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「地域強靱化」を推進する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

上記4つの基本目標を達成するため、基本計画を踏まえ、本町における地域強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

- (1) 地域強靱化の取組姿勢

第2章 基本的な考え方

- 町の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組むこと。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- (2) 適切な施策の組み合わせ
 - 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
 - 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
 - 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫すること。
- (3) 効率的な施策の推進
 - 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し、効率的に施策を推進すること。
 - 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
 - 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
 - 防災マップや住民説明会等を活用することにより、防災対策の周知を行い町民への日常的な防災意識の向上に努めること。
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
 - 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努めること。
 - 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講ずること。
 - 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図ること。

第3章 町の地域特性及び災害リスク

1 地域特性

(1) 位置及び面積

本町は、東経 130 度 57 分 18 秒から 131 度 1 分 22 秒、北緯 31 度 21 分 16 秒から 31 度 25 分 59 秒に位置し、大隅半島のほぼ中央部、肝属郡の東端 にあり、北は曾於郡大崎町、南は肝属川を境に肝付町、西は串良川を境に鹿屋市串良町と接し、東は志布志湾に面している。

町域は、東西に 5.5 km、南北に 9.5 km であり、総面積は 27.78k m² となっている。

(2) 地勢

本町には、高隈山系に源を発する串良川、塩入川、肝属川があり、本町はその恵みを受けて発展してきた。

地形は、北西部が狭く南東部が幅広くなっており、南東部の四角形と北西部の三角形が組み合った形となっている。

そして、山岳といわれるような高い山はほとんどなく、最も高いところで海拔 77m、低いところでは 2～3 m、平均高度は 10m ぐらいで、ほとんどが平坦地である。

平地は、わずかの高度差をもって台地と低地に分かれ、低地はそのほとんどが水田地帯であり、また、台地は曾於郡大崎町へ連なり、大隅半島の一部を形成する畑地帯となっている。

さらに、集落を囲むように山林が形成されているが、その面積は極めて小さいものとなっている。

地質は、鹿児島県特有の火山灰の上に黒色土壌が覆い、農作物の育成には必ずしも良好な土質とは言えず、雨が降ると表土は流され、日照りが続くと砂ほこりがしている。

本町は、日向灘を回流する黒潮の影響を受けて、比較的温暖な気候に恵まれており、年間平均気温は 17℃～18℃前後で、年間平均降水量は、2,800 mm 前後となっている。

(3) 気象概況

亜熱帯性の低緯度地帯に位置し、また、近海を流れる黒潮の影響により、一般に高温多雨で、例年 6、7 月頃には梅雨前線の停滞により、しばしば豪雨に見舞われる一方、8、9 月には干害も受けやすい地域である。

また、俗にいう台風常襲地帯で、毎年いくつかの台風に見舞われ、夏から秋に

第3章 町の地域特性及び災害リスク

かけての雨は、台風・熱雷雨に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす要因となっている。

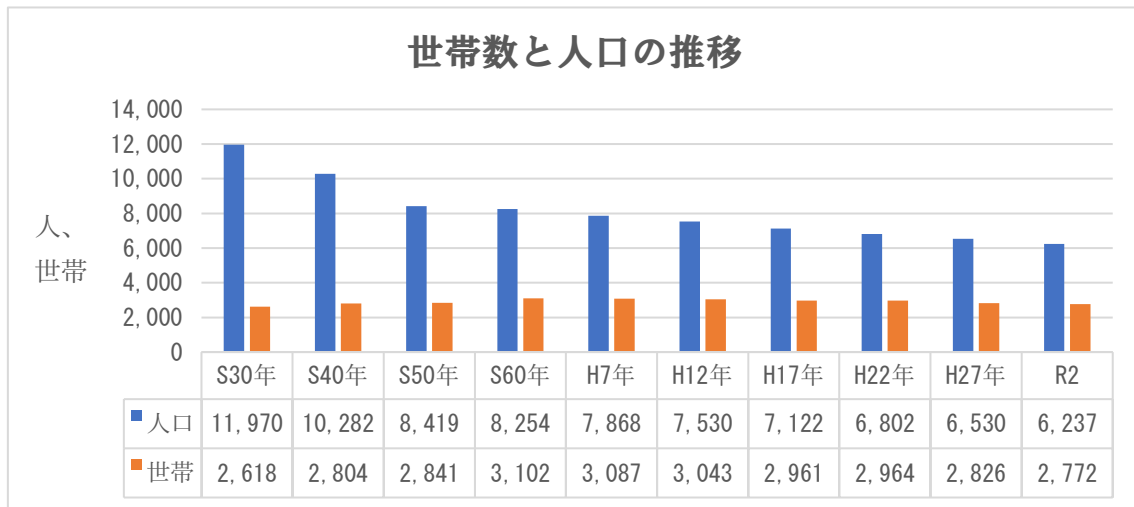
(4) 人口の動向

本町の人口は、昭和30年の11,970人をピークに、我が国の経済が高度成長期へと向かい、それに伴い、中高卒者や出稼ぎ者が都市へと流出し、今日まで減少を続けている。

昭和35年の国勢調査では11,161人、令和2年には6,237人となっており、昭和35年から令和2年までの60年間で4,924人(44.1%)減少し、少子・高齢化が進むなかで、自然動態での人口増加は望めない状況にある。

なお、令和2年国勢調査によると、年少人口(0～14歳)は878人(14.1%)、生産年齢人口(15～64歳)は3,066人(49.2%)、高齢者人口(65歳以上)は2,293人(36.7%)となっている。

高齢化率は36.7%で、全国平均32.5%、県平均29.4%を大きく上回っており、高齢者人口割合が高くなるにつれ、災害発生時の共助による減災対策や災害からの早期復興が難しくなる懸念があることから、ソフト的な対策も含めた総合的な防災対策に取り組む必要がある。



資料：国勢調査

2 災害リスク

(1) 風水害・土砂災害

本町の気象災害で、特に大きな被害を与えるのは台風である。

本町が位置する大隅半島は、台風通過の頻度が高く、本町においても人的被害や建物、船舶、道路、堤防、田畑の被害等過去に多くの被害が発生している。

本町に被害をもたらす台風は7月から9月頃で年1～2個が襲来し、このうち8月に最も多くの被害をもたらしている。大型の台風は8月から9月に集中し、被害の規模も大きいものとなっている。

2 災害リスク

第3章 町の地域特性及び災害リスク

明治以来で最も被害が大きかったものは、明治19年9月23日の台風接近による漁船遭難、大正14年7月24日の台風接近による家屋倒壊、漁船遭難、昭和39年9月24日の台風20号、そして戦後最大級の台風と呼ばれた平成5年9月3日の台風13号などが挙げられる。

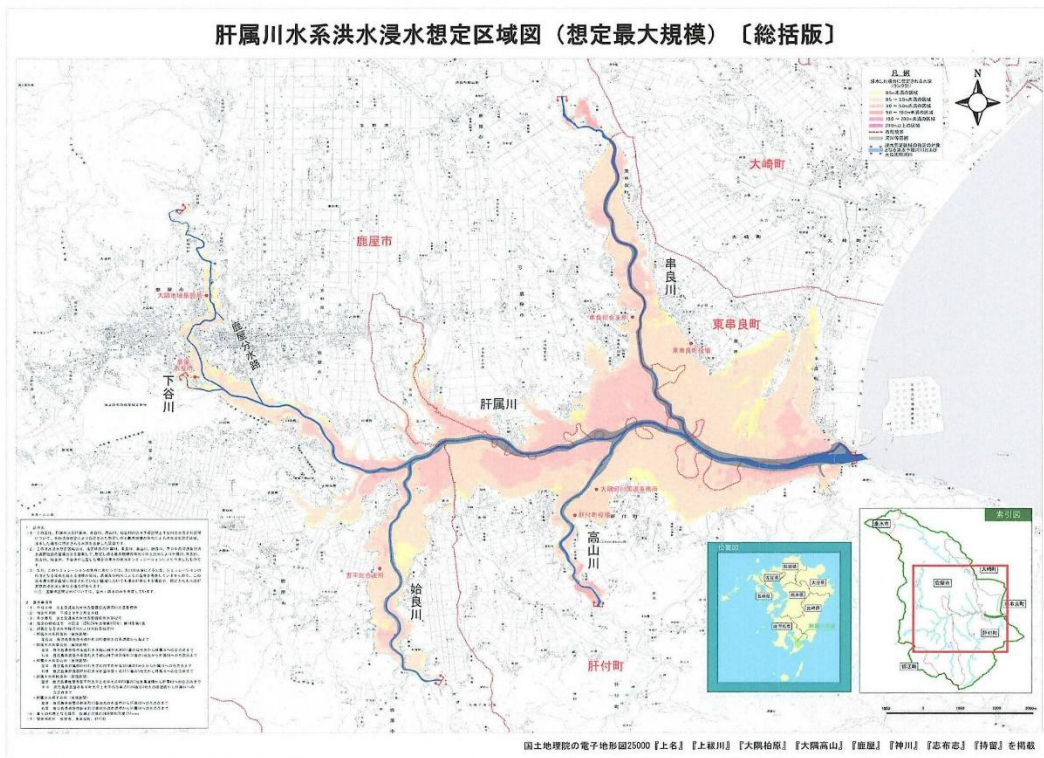
大雨は、4月から5月の低気圧や6月から7月の梅雨前線による大雨、8月から9月の台風によるものが要因として挙げられる。特に水害をもたらす梅雨期の雨は、前期には地雨式の降り方で雨量も少ないが、後期は雷を伴った局地的な豪雨が集中的に降ることがあり、梅雨末期の豪雨によって大きな水害を起こすことが多い。

また、本町並びに大隅地方は水に対して極めて弱いシラス、ボラなどの火山灰土壌が多くを占める上、急傾斜地や肝属川をはじめとする主要な河川が流れる地形地質など、自然的地勢条件が大雨による水害及び山腹崩壊、土砂災害を受けやすい条件にある。

(災害リスク)

本町においては、豪雨による河川の氾濫、外水・内水被害、土砂災害、がけ崩れ、法面崩壊など、想定し得る最大規模の豪雨を想定した肝属川水系洪水浸水想定を災害リスクとして位置付ける。

このほか、近年における既往の風水害のうち、戦後最大級の台風と呼ばれた平成5年9月3日の台風13号と同程度の規模の災害事例を参考に想定する。



第3章 町の地域特性及び災害リスク

■ 災害総括表

項目	台風第13号 平成5年9月1日～3日
気象概要	<p>台風第13号は、8月30日9時、沖の鳥島の西の海上で発生し、急速に発達しながら9月2日8時頃、宮古島付近を通過した。</p> <p>2日夕方から3日早朝にかけて奄美大島の北の海上に進む間に大型で非常に強い台風となった。</p> <p>平成3年第19号台風匹敵する非常に強い勢力(3日15時、中心気圧930hpa、中心付近の最大風速50m/s、風速25m/s以上の暴風半径170km、風速15m/s以上の強風半径500m)を保ったまま、3日16時前に薩摩半島南部に上陸した。</p> <p>台風はその後やや加速しながら北東に進み、鹿児島湾から大隅半島北部を経て、勢力をやや弱めながら宮崎県を縦断して北上した。</p> <p>このため、沖永良部島では最大風速が南の風で33.7m/sを観測、最大瞬間風速は鹿児島、枕崎、種子島、屋久島で50m/sを超えたが、特に種子島では南の風で59.1m/sを観測した。</p> <p>総降水量は各地で100～200ミリを超え、特に枕崎では300ミリを超えた。</p> <p>枕崎では3日15時40分までの1時間に85ミリ、16時までの1時間に東鹿龍(枕崎市)で92ミリ、17時までの1時間に上の段(国分市(現在、霧島市))で86ミリの記録的な大雨を観測するなど各地で激しい雨も降った。</p>
人的被害	負傷者8名(重傷:0名、軽傷8名)
建物被害	
全壊	11棟
半壊	20棟
一部損壊	1,730棟
床上浸水	0棟
床下浸水	9棟
非住家被害	182棟

(2) 地震・津波災害

南海トラフ地震については、発生 of 切迫性が指摘されており、平成 25 年 12 月施行の「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、鹿児島県内では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある 42 市町村（出水市を除く）が、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

また、本町を含む 8 市町が、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に、著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき「南海トラフ地震津波対策特別強化地域」に指定されたところである。

■ 本町における想定津波高及び到達時間

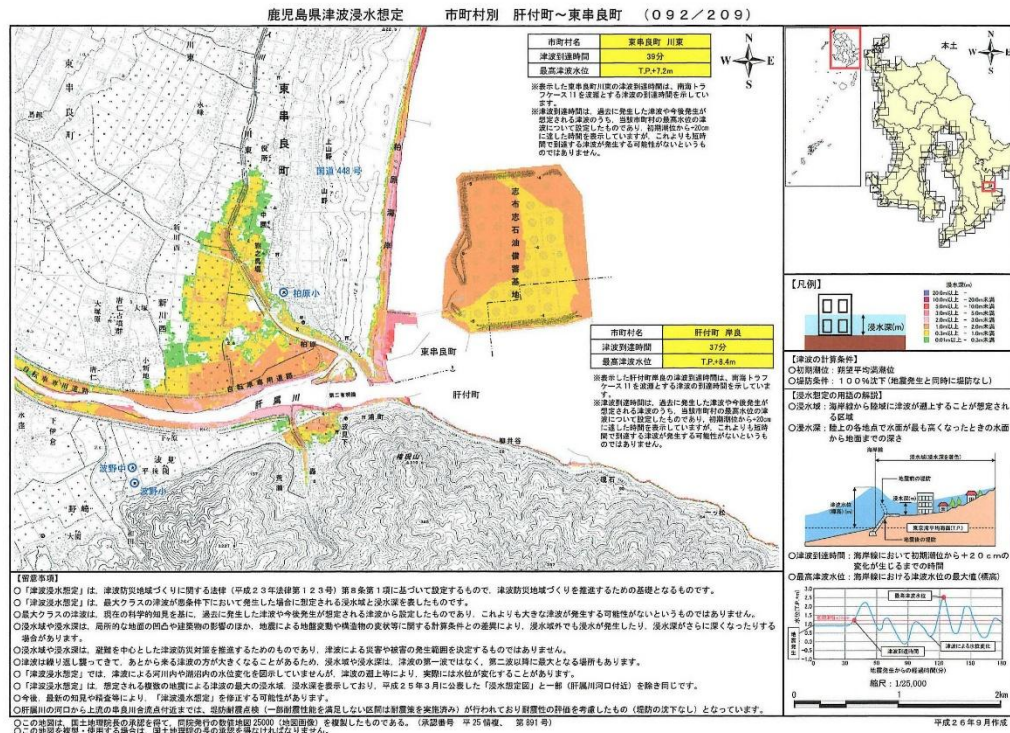
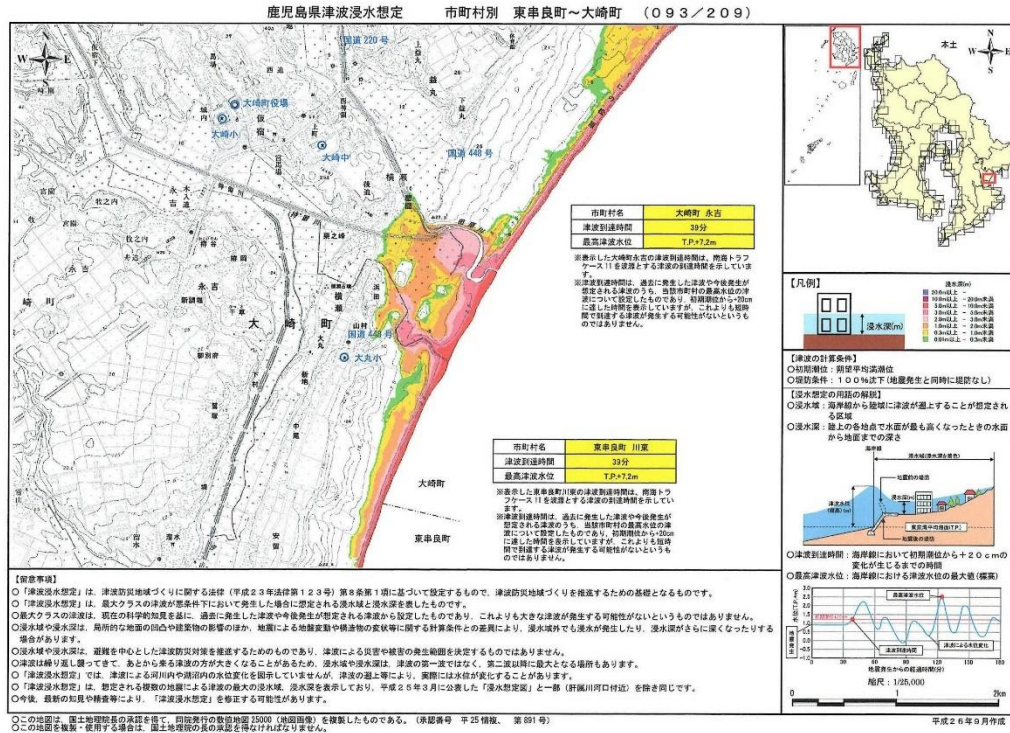
想定地震	マグニチュード	最大震度	津波高	到着時間
南海トラフ	9.1	6 弱	9.00m	37 分
種子島東方沖	8.2	6 弱	4.27m	29 分

資料：国及び鹿児島県より引用

第3章 町の地域特性及び災害リスク

(災害リスク)

本町においては、死者・負傷者が発生し、多くの建物が全壊・半壊の被害を受けるなど、想定地震の中で最も大きな被害をもたらすものと想定される南海トラフ地震を災害リスクとして位置付ける。



資料：鹿児島県ホームページより引用

■ 南海トラフ地震による本町の被害想定

項目		被害想定結果	被害の概況	
建物被害	全壊・焼失棟数	570 棟	液状化	550 棟
			揺れ	0 棟
			斜面崩壊	—
			津波	20 棟
			火災	0 棟
	半壊棟数	1,900 棟	液状化	1,900 棟
			揺れ	10 棟
			斜面崩壊	—
			津波	40 棟
			火災	0 棟
人的被害	死者数	40 人	津波	40 人
	負傷者数	20 人	津波	20 人
	重症者数	0 人	—	—
	要救助者数	0 人	—	—
	要捜索者数	50 人	—	—
	避難者数	被災1日後： 840 人	避難所	510 人
			避難所外	330 人
		被災1週間後： 890 人	避難所	470 人
			避難所外	420 人
		被災1か月後： 830 人	避難所	250 人
避難所外			580 人	
帰宅困難者数	260 人			
ライフライン被害	上水道被害	断水率：31%	各地で断水が起こる。	
	電力	停電一部地域	一部地域において停電が発生すると想定される。	
	固定電話	不通回線一部地域	一部地域においては回線の混雑が1週間から10日程度続く可能性がある。	

※ 上表は、鹿児島県の「地震等災害被害予測調査」を基に想定。

※ 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。
また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3章 町の地域特性及び災害リスク

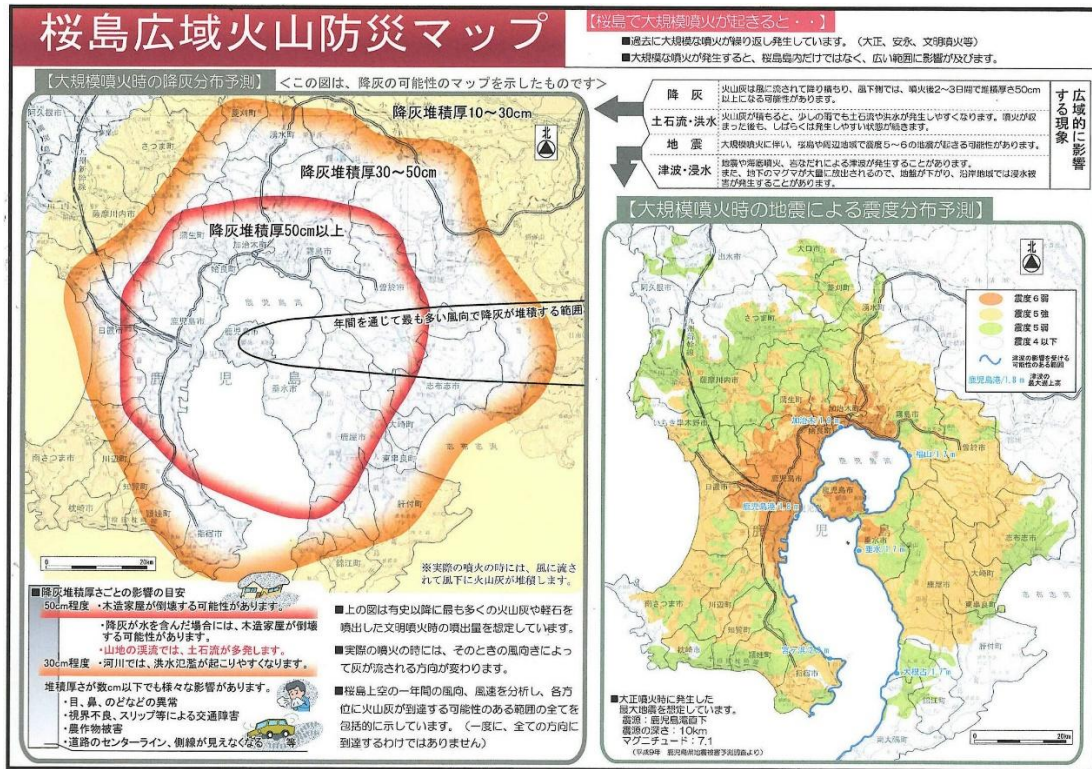
(3) 火山災害

大正3年1月12日に起きた桜島の大正噴火は、溶岩や大量の軽石・火山灰を降らせたほか、地震、津波、地盤沈下、土石流なども発生し、桜島を中心に死者・行方不明者58人、負傷者112人、全焼家屋2,148戸、全倒家屋113戸の被害が発生した。

本町においても、桜島の降灰分布予測において、「降灰堆積厚30～50cm」の箇所に位置している。現在、桜島のマグマの蓄積は、2020年代に大正噴火が起こる前のレベルまで戻るといことが推定されており、大正噴火級の大規模噴火への警戒が必要である。

(災害リスク)

本町においては、桜島が大規模噴火に伴い大量の火山灰が覆ったことにより、土石流や泥流による土砂・河川災害の頻発、火山灰が排水を妨げ路面が泥状化したことによる通行障害及び空振に伴う被害等、桜島の大正噴火級の大規模噴火を災害リスクとして位置付ける。



資料：大隅河川国道事務所 提供資料

■ 本町における想定降灰量

想定噴火	降灰地区	降灰量
大正噴火	町内全域	30 cm～50 cm以上

2 災害リスク

第4章 脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、基本計画や県地域計画、本町の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

第4章 脆弱性評価

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	必要不可欠な情報 通信機能・情報サー ビスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞
		5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留るとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次被害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による町域の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による町域の荒廃
		7-7	戦時中に掘られた防空壕の崩落等による災害の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

2 脆弱性評価結果

35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を別紙1のとおり行った。

第5章 町地域計画の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章2の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を別紙2のとおり定めた。

2 指標

推進方針で示した本町の主な取組の進捗状況を把握するための指標を別紙3のとおり設定した。

第6章 町地域計画の推進

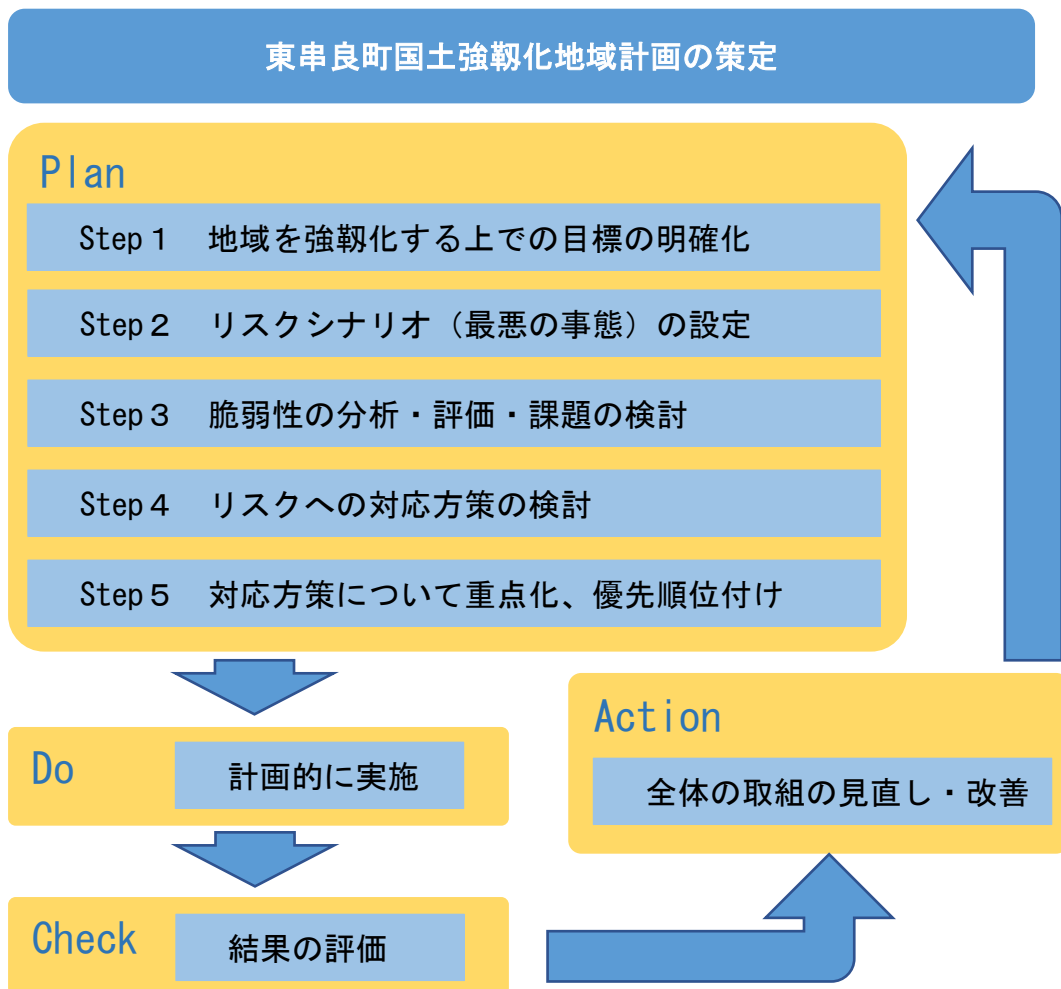
1 他の計画等の必要な見直し

町地域計画は、地域の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

このため、町地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

2 町地域計画の進捗管理

町地域計画の進捗管理は、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況等を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。



東串良町国土強靱化地域計画

令和8年4月

東串良町 総務課

〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地

TEL:0994-63-3131 FAX : 0994-63-3138

E-mail : soumu@higashikushira.com
